

障害に基づいた、 差別とと思われる事例集



作成 ヒューマンネットワーク熊本
障害者差別禁止条例をつくる会

私たちは、2009年から熊本県内の各地域で差別の事例収集を行い、その整理・分析を行ってきました。

これらの事例を基に、差別をなくすための熊本県条例づくりに取り組んでいきたいと思えます。

分析は2008年に発効した、国連の障害者権利条約の規定を基に、“国際基準”で行いました。

一緒に全ての人が暮らしやすい街づくりを考えていきましょう！

もくじ

- 障害の定義 3ページ
- 差別の定義 4～5ページ
- 差別かどうかの判断<事例分析> 6ページ
- 差別をなくすための条例 7ページ
- 差別と思われる事例 8～19ページ



障害者差別禁止条例をつくる会 世話人会参加団体

身体系

熊本県身体障害者福祉団体連合会
財団法人 熊本県ろう者福祉協会
社会福祉法人 熊本県視覚障がい者福祉協会
(社)全国脊髄損傷者連合会熊本県支部
熊本県難聴者中途失聴者協会

精神系

熊本県精神障害者団体連合会

知的系

ピースフルファースト熊本
財団法人日本ダウン症協会熊本支部

発達系

熊本県自閉症協会

難病系

熊本県難病団体連絡協議会

家族会系

熊本県精神障害者福祉会連合会
社会福祉法人 熊本県手をつなぐ育成会
熊本県重症心身障害児(者)を守る会在宅部 たんぽぽの会
熊本県障害児・者親の会連合会
社会福祉法人 熊本市手をつなぐ育成会

事業所系

熊本県知的障害者施設協会
熊本県身体障害児者施設協議会
くまもと障害者労働センター
熊本市居宅介護・重度訪問介護事業所ネットワーク
きょうされん熊本支部
熊本県高齢者・障害者福祉生活協同組合

福祉団体系

バリアフリーデザイン研究会
ヒューマンネットワーク熊本

1、障害の定義

★昔の障害（医学モデル）

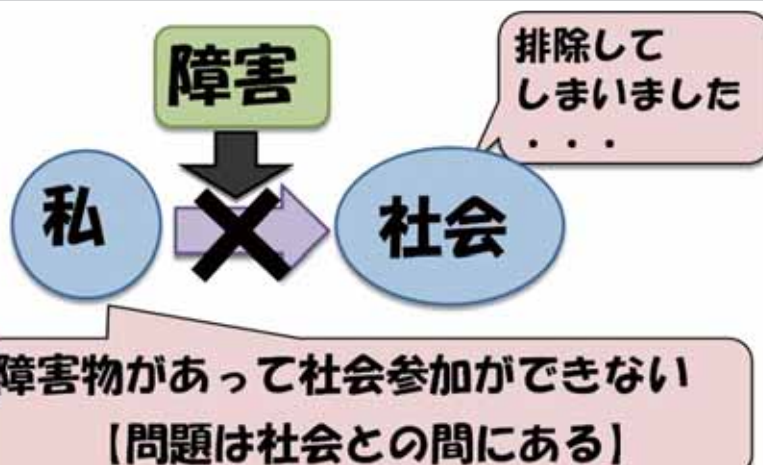
「障害」＝身体的・知的・精神的な機能障害



チェンジ!

★現在の障害（社会モデル）

「障害」＝社会との間の障害物によって、その能力を発揮する機会を奪われた状態



障害は個人の問題ではなく、社会との関係性の中にある問題であることが定義されています。

2、差別の定義①

★これまでの差別イメージの転換

差別は「心」の問題ではない！

➡ 目に見えない問題と考えられていたので、具体的定義も、それをなくすことも困難だった。 けど・・・

★差別の考え方

差別は権利侵害という「結果」の問題！

➡ 「どういつもりだったか」という過程ではなく、「どんなことが起きたか」という「結果」が差別の問題です。

★差別の定義

**障害を理由とした、「一般と異なった結果」
が差別の問題です！**

(不利益、区別、排除、制限)

➡ 障害者同士ではなく、一般との比較における異なる結果です。ただし、その結果にやむを得ない理由がある場合は例外とされます。

3、差別の定義②

★差別の3つのパターン

①直接差別（異なる取り扱い）

障害に基づいて他の人と違う取り扱い（区別）をする場合

②間接差別（異なる効果・結果）

表面的には中立の基準・慣行の適用。しかし、実は、障害のある人だけに不利益な効果が発生する場合

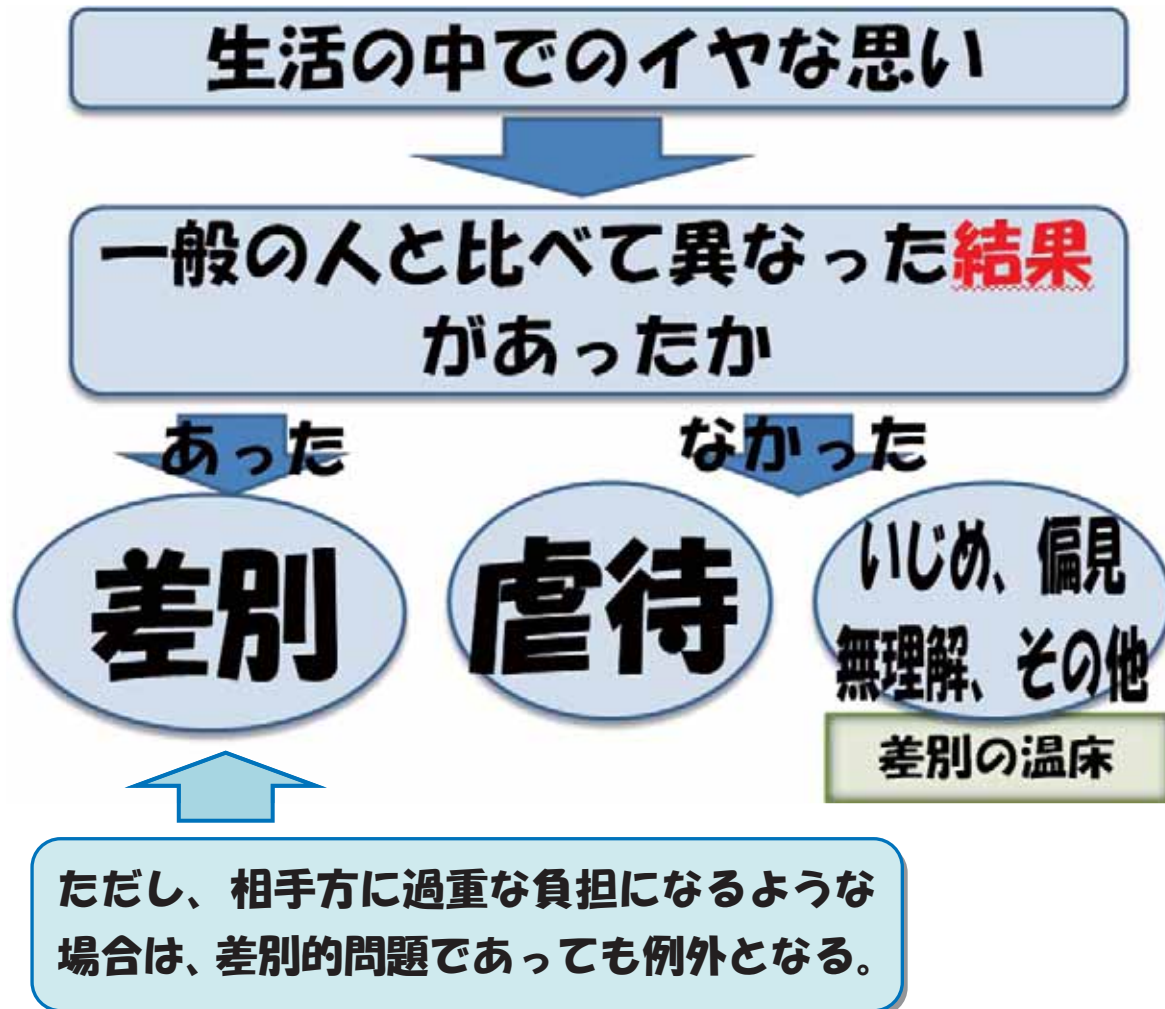
③合理的配慮の欠如

実質的な平等を確保するには、一定の配慮が必要だが、その配慮をしない場合

整理

	表面に現れた行為	行為の結果（効果）
直接差別	一般と異なる行為	一般と異なる結果
間接差別	一般と同じ行為 (表面的には中立的な基準や慣行の適用)	
合理的配慮の欠如	行為がなかった (機会の均等を確保するために必要な配慮をしないこと)	

4、差別かどうかの判断〈事例分析〉



★事例分析のポイント

「〇〇と言われた」という事例の場合、言葉だけの問題なのか、それに伴う結果があったのかという視点が重要になる。

例	このレストランに入らないでくださいと言われた。	「実際に入れなかった」という結果が推察できる。⇒差別と推定
	このバカたれと言われた。	具体的な結果は推察できない。⇒いじめや侮辱と推定

5、差別をなくすための条例

★障害者差別をなくす千葉県条例（2007年7月施行）から考えられる、これからの条例のポイント

① 障害の定義

社会モデルに基づき、救済対象を幅広く設定。

② 差別の定義

ものさし（行動規範）の提供。何が差別かを具体的に定義。

③ 相談体制と救済機関の設置

処罰を求めるものではない。話し合いによる解決の場の提供。

④ 地域の意識改革

差別の温床の改善。啓発、表彰など。

実際の差別の事例